

卒業の認定に関する方針

学則「第7章 進級・卒業及び称号」より抜粋

(進級の判定)

第21条 各学年・学科において、以下の進級に必要な単位数以上を取得した者は進級することができる。

進級に必要な単位数

学年	1年次	2年生	3年生
単位数	31単位	62単位	93単位

(卒業の判定)

第22条 各修業年限・学科において、以下の卒業に必要な単位数以上を取得した者は卒業することができる。

卒業に必要な単位数

学年	1年制	2年制	3年制	4年制
単位数	31単位	62単位	93単位	124単位

(卒業)

第23条 卒業を認定された学生には、学校長より卒業証書が授与される。

(称号)

第24条 卒業を認定された2、3年生には、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則十六条に基づき、第百八十六条に基づき、専門士と称することができる。